

[宮前杏実オフィシャルファンクラブ] 会員規約

宮前杏実オフィシャルファンクラブ（以下「当会」といいます。）の WEB サイト（以下「本サイト」といいます。）にアクセスいただき、誠にありがとうございます。本サイトにアクセスいただいたユーザーは、本サイトおよび当会のサービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用になる前に、以下の会員規約（以下「本規約」といいます。）をよくお読み下さい。宮前杏実オフィシャルファンクラブ運営事務局（以下「運営事務局」と称する。）は、ユーザーが本サイトもしくは本サービスを利用し、または当会への入会申込みを行った時点で、本規約の内容に承諾いただいたものとみなします。本規約の条項に承諾できないユーザーは、本サイトおよび本サービスを利用されないようお願いいたします。

運営事務局は、本規約の内容を、必要に応じて変更することがあります。変更後の本規約を本サイトに掲載した場合には、ユーザーは、かかる変更後の本規約に拘束されることとなりますので、ユーザーにおかれましては、定期的に、本サイトに掲載されている最新の本規約をご確認いただきますよう、お願いいたします。また、ユーザーには、本規約のほか、本サイトに表示される免責条項や警告等に従っていただきます。

第1条（目的）

当会は、宮前杏実を応援する日本国内に居住する会員によって構成され、宮前杏実を応援することを目的としています。

第2条（会員規約）

1. 本規約は、本サイトおよび本サービスの利用に関し、会員（第4条に定義します。）および運営事務局に適用されるものとし、当会に入会申込みを行ったユーザーは、本規約の内容を承諾したものとみなします。
2. 運営事務局が本サービスまたは本サービスに付随して提供する個別サービスのために、本規約のほかに規約その他の約定等（以下「個別規約等」といいます。）を定めた場合、個別規約等は、その名称の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の定めと個別規約等の定めが異なる場合は、個別規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（会員への通知）

運営事務局は、会員に対する通知を、郵送物の送付、メールの送信、運営事務局が運営するウェブサイトに表示する方法、その他運営事務局が適当と判断する方法により行うものとします。

第4条（会員）

本規約における会員とは、本規約を承諾のうえ、運営事務局の指定する手続きに基づき、所定の方法にて当会への入会を申込み、運営事務局がこれを承諾した個人であって、入会金および年会費を支払ったものをいいます。

第5条（入会の承諾）

1. 運営事務局は、当会への入会申込を行った者が次のいずれかに該当すると判断した場合、当会への入会を承諾しないことがあります。

- ①入会申込の内容に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合。
- ②個人ではなく法人の場合。
- ③既に同一個人で会員登録を行っている場合。
- ④日本国外に在住し、日本国内に配達可能な所在地を持たない場合。
- ⑤過去に本規約の違反等により、当会の入会承諾が取消され、または退会処分とされたことがある場合
- ⑥その他、運営事務局が会員とすることを不相当と判断する場合。

2. 運営事務局は、入会を承諾した後であっても、会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、承諾を撤回することができるものとします。

第6条（退会処分）

1. 運営事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には当該会員を退会させることができるものとします。

- ①第11条に定める禁止行為を行った場合
- ②前号のほか、本規約に違反した場合
- ③その他、退会処分が適当であると 運営事務局が判断する場合

2. 運営事務局は、退会処分とした会員に対し、理由の如何を問わず、支払い済みの入会金および年会費その他の一切の金員について返還を行わないものとします。また、退会処分とされた会員は、運営事務局に対し、名目の如何を問わず、退会にあたり金員その他を要求することはできないものとします。

第7条（会員特典）

1. 会員は次の各号の特典（以下「会員特典」といいます。）を受けることができるものとします。

- ①会員番号の付与および会員証の発行
- ②会報の発行（電子媒体の配信を含む。）
- ③運営事務局が指定する入会特典の受領
- ④会員限定ウェブコンテンツの利用
- ⑤会員限定オリジナルグッズの購入
- ⑥会員限定イベントへの参加申込み
- ⑦イベントチケットの先行予約
- ⑧その他当会が定める特典

2. 会員がパソコンまたはインターネット環境を利用しないことによって、一部の会員特典を受けることができず、または会員特典に関する情報を得られない場合であっても、運営事務局は、いかなる責も負わないものとします。

3. 会員特典の具体的内容は運営事務局が定めるものとします。なお、会員は、運営事務局が提供する会員特典が、会員限定オリジナルグッズの定期的な販売を約束するものではなく、販売数量が限られる場合があること、会員限定イベントの定期的な開催を約束するものではなく、参加者数が限られる場合があること、イベントチケットの先行予約の定期的な提供を約束するものではなく、数量が限られる場合があることなどについて、あらかじめ了承するものとします。

第8条（会費等）

1. 会員は、入会時に、次に定める入会金および年会費を運営事務局に支払うものとします。また、会員は、第9条に定める有効期間の更新時に、次に定める年会費を運営事務局に支払うものとします。

入会費：1,000円（税込） 年会費：5,000円（税込）

2. 前項に定める会費等の支払方法は、運営事務局が別途定めるものとします。

第9条（会員資格の有効期限）

1. 会員資格の有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、入会日（入会金および初年度年会費の入金日）から1年間（但し、入会日の1年後の応当日の直前に到来する暦月末日まで）とします。

2. 会員資格の継続を希望する会員は、有効期間満了日までに次年度の年会費を所定の方法にて入金する（必着）ものとし、

入金が確認され次第、有効期間が1年間更新されるものとします。

3. 前項にかかわらず、有効期間の満了日後であっても、当該満了日から1ヶ月を経過するまでの間に次年度の年会費を入金したときは、有効期間は満了日より1年間更新されるものとします。なお、有効期間の満了日から1ヶ月を経過した後に再度当会への入会を希望する場合は、改めて第5条の入会手続を行うものとします。
4. 運営事務局は、前項の場合、有効期間の満了日以後年会費入金確認日までの期間に、会員宛に発送または配信した送付物等がある場合であっても、当該送付物等の再送は行わないものとします。

第10条（会員の義務等）

1. 会員は、当会から付与された会員証、会員番号およびパスワードを自己の責任で管理するものとし、これらの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により会員に損害が生じた場合であっても、運営事務局はいかなる責任も負わないものとします。
2. 会員は、当会から付与された会員証、会員番号およびパスワードを第三者に貸与、譲渡、名義変更等してはならないものとします。
3. 会員は、氏名、住所、電話番号、その他入会申し込み時に運営事務局に届け出た内容につき変更が生じた場合、速やかに運営事務局の指定する方法により変更手続または届出を行うものとします。
4. 会員が、前項の届出等を怠った結果、運営事務局からの告知等が会員に到達しなかった場合、運営事務局は一切責任を負わないものとします。

第11条（禁止事項）

1. 会員は、当会の利用に際し次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - ①会員資格または会員証の売買・譲渡、名義変更・共有、第三者への使用許諾
 - ②架空名義の使用、虚偽情報による登録、同一人による重複登録
 - ③当会を通じて入手した全てのデータ、情報、文章、音、映像、イラスト等について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、販売、出版、放送可能化等のために利用すること。
 - ④宮前杏実その他の第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害すること、またはそのおそれのある行為をすること。

⑤宮前杏実その他の第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損すること、またはそのおそれを生じさせること。

⑥会員特典により得られたチケットの先行予約権、チケット、オリジナルグッズその他会員としての資格に基づき取得した権利または物品を、インターネットオークションにより第三者に転売する等、第三者に対し譲渡、貸与、名義変更すること、または質権の設定その他の担保に供すること。

⑦宮前杏実に対する連絡や面会を強要すること、または運営事務局その他の関係者に対し宮前杏実への連絡や面会を申し入れること。

⑧当会を利用して自己または第三者の営利を目的とした活動、およびその準備を目的とした活動を行うこと。

⑨当会を利用して選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為をすること。

⑩当会を利用して宗教の宣伝を含む宗教的行為、および宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為をすること。

⑪前各号のほか、運営事務局が本サイトへの掲載その他第3条に定める通知方法により禁止または警告した行為をすること

⑫前各号のほか、法令または公序良俗に違反する行為もしくは当会の運営を妨害する行為を行うこと。

第12条（退会等）

1. 会員が有効期間の満了日までに更新手続を行なわれなかった場合または有効期間中に退会を希望する場合、当会は、当該会員について退会手続を行います。運営事務局は、会員が当会を退会するにあたり、会員が既に入金した入会金、年会費および本サービスの利用料等の返還は一切行わないものとします。

2. 会員は、年会費または本サービスの利用料等のうち、退会の時点で支払義務が発生しているものについては退会後もなお支払義務を免れず、速やかに支払うものとします。

第13条（本サービスの内容変更等）

1. 運営事務局は、必要と判断したときは、会員に対し事前に通知を行うことなく、当会の会員特典その他の本サービスの内容を変更することができるものとします。

2. 前項の場合、運営事務局は、会員に対し、第3条に定める方法により事後に通知するものとします。

第14条（本サービスの停止等）

運営事務局は、以下の各号に掲げる事由により、本サービスの全部または一部の提供を停止または中止することができるものとします。この場合、運営事務局は、会員に対し、事前にまたは緊急時には事後に、第3条に定める方法により通知するものとします。

①本サービスを維持するための保守点検などの作業を定期的にまたは緊急に行うとき

②本サービスを運用するシステムに故障などが発生したとき

③停電、火災、地震、疾病その他不可抗力により本サービスの提供が困難となったとき

④前各号のほか、運用または技術上の相当の理由があると運営事務局が判断したとき

2. 前項により本サービスの停止または中止があった場合であっても、運営事務局は、会員に対し、いかなる責任も負わないものとします。

第15条（当会の解散）

1. 運営事務局は、宮前杏実の活動状況その他の事情により当会の運営を継続し難いと判断した場合には、当会を解散するものとします。

2. 前項の場合、運営事務局は会員に対し、既に入金済みの入会金、年会費その他本サービスの利用料等の返還を行わないものとします。

第16条（個人情報の取扱）

運営事務局は、当会における会員の個人情報の取扱いに関する事項については、運営事務局が別途定めるプライバシーポリシーに従うものとし、会員はこれに従うものとします。

第17条（損害賠償）

1. 会員は、当会の利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により運営事務局またはその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。

2. 会員は、当会または本サービスの利用にあたり、他の会員または第三者との間で紛争またはトラブルを生じ、クレームまたは請求を受けた場合であっても、自己の責任と費用負担により解決するものとし、宮前杏実および運営事務局に迷惑を掛けないものとします。

第18条（免責）

1. 運営事務局は、本サービスの利用に関し会員に生じた損害について、運営事務局の責めに帰すべき場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
2. 本サービスのうち、申込み期限があるものについて申込み期限を経過した場合、募集人数に限りがあり先着順とするものについて募集人数に達した場合、その他申込み条件が設定されたものについて条件に適合しない場合には、会員のお申込みの権利は消失するものとし、以後のお問い合わせには応じられません。
3. 本サービスのうち、公演日が指定されたチケット等は記載された公演日についてのみ有効であり、他の公演日のチケット等との交換その他の変更等のご希望には添えません。また、運営事務局の責めに帰すべき事由により公演がキャンセルされた場合を除き、公演日の前後を問わず、チケット等の返還または代金の返金には応じられません。
4. 会員に起因する事由により、本サービスの利用に障害が生じた場合であっても、運営事務局はいかなる責任も負わないものとします。
5. 運営事務局が第3条に定める方法により通知した場合、通常到達すべき時期（本サイトに掲示する方法による場合には掲示の時）に会員に到達したものとみなします。
5. 各金融機関による手続の不備や事故に関して、運営事務局はいかなる責任も負わないものとします。
6. 本サービスは、宮前杏実に関する情報（公演等のイベントの情報を含みますが、これに限られません。）に関し、他の媒体に先行して告知することを約束するものではありません。本サービス以外の媒体において、本サービスによる告知に先行して情報が発信される場合があります。

第19条（規約の変更）

1. 運営事務局は、会員に対し、事前に通知を行うことなく、本規約の内容を変更、追加、修正または削除することができるものとします。
2. 前項の場合、運営事務局は、会員に対し、第3条に定める方法により事後に通知を行うものとします。

第20条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じた場合、会員および運営事務局は双方誠意を持って協議の上これを解決するものとします。

第21条（管轄）

会員および運営事務局は、両者の間で本規約につき訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

制定 2017年3月1日

宮前杏実オフィシャルファンクラブ運営事務局